

教 育 委 員 会 提 出 議 案

第 1 1 号

へき地等学校の指定に関する規則の
一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令 和 2 年 3 月 6 日
教 育 長

(理 由)

八女市立矢部小学校及び八女市立矢部中学校が令和2年3月31日をもって廃止され、新たに義務教育学校の八女市立矢部清流学園が令和2年4月1日に設置されるため、規定の整備を行うものである。

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年三月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則（昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

八女市矢部村北矢部	矢部小学校			
〃 星野村一二〇五九	星野小学校			を
〃 矢部村北矢部	矢部中学校			
八女市星野村一二〇五九	星野小学校			に
〃 矢部村北矢部	矢部清流学園			

改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

改正案

現行

別表第一(第二条関係)

別表第一(第二条関係)

所在地	宗像市地島 " 大島 糟屋郡篠栗町大字萩尾 " 新宮町大字相島 " 新宮町大字相島 糸島市志摩姫島 " 志摩姫島 八女市星野村一二〇五九 " 矢部村北矢部 田川郡添田町大字津野 京都郡みやこ町犀川上伊良原 " みやこ町犀川上伊良原	学校名	地島小学校 大島小学校 篠栗小学校萩尾分校 相島小学校 新宮中学校相島分校 新宮中学校相島分校 姫島小学校 志摩中学校姫島分校 星野小学校 矢部清流学園 津野小学校 伊良原小学校 伊良原中学校	級地 区分	二 一 一 二 二 二 二 三 三 一 一 一 二
-----	--	-----	--	----------	---------------------------

所在地	宗像市地島 " 大島 糟屋郡篠栗町大字萩尾 " 新宮町大字相島 " 新宮町大字相島 糸島市志摩姫島 " 志摩姫島 八女市矢部村北矢部 " 星野村一二〇五九 " 矢部村北矢部 田川郡添田町大字津野 京都郡みやこ町犀川上伊良原 " みやこ町犀川上伊良原	学校名	地島小学校 大島小学校 篠栗小学校萩尾分校 相島小学校 新宮中学校相島分校 新宮中学校相島分校 姫島小学校 志摩中学校姫島分校 矢部小学校 星野小学校 矢部中学校 津野小学校 伊良原小学校 伊良原中学校	級地 区分	二 一 一 二 二 二 二 三 三 一 一 一 二
-----	--	-----	--	----------	---------------------------